

令和2年第1回臨時会

# 南伊豆町議会会議録

令和2年 8月12日 開会

令和2年 8月12日 閉会

南伊豆町議会

## 令和 2 年第 1 回南伊豆町議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (8月12日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○議第 6 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議第 6 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議第 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議第 7 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○閉議及び閉会宣告	1 5
○署名議員	1 7

令和2年8月臨時町議会

(第1日 8月12日)

## 令和2年第1回南伊豆町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

令和2年8月12日(水)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第67号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議第68号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議第69号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(令和2年度南伊豆町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第 6 議第70号 令和2年度南伊豆町一般会計補正予算(第6号)
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(11名)

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 黒田利貴男君 | 2番  | 宮田和彦君  |
| 3番  | 比野下文男君 | 4番  | 加畑毅君   |
| 5番  | 谷正君    | 6番  | 長田美喜彦君 |
| 7番  | 稲葉勝男君  | 8番  | 清水清一君  |
| 9番  | 漆田修君   | 10番 | 齋藤要君   |
| 11番 | 横嶋隆二君  |     |        |

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	齋藤重広君
町民課長	高野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 教育事務局 局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	佐藤由紀子君

---

**職務のため出席した者の職氏名**

議会事務局長 佐藤禎明 係長 内藤彰一

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより令和2年第1回南伊豆町議会臨時会を開会いたします。

本町では5月1日より10月末日までの間、クールビズを推奨しておりますので、よろしく  
お願いいたします。上着の着脱については各自のご判断でお願いいたします。

---

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

---

◎開議宣告

○議長（清水清一君） これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

1 番議員 黒 田 利貴男 君

2 番議員 宮 田 和 彦 君

---

◎会期の決定

○議長（清水清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は8月12日、本日1日限りと決定しました。

---

◎議第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） これより、議案審議に入ります。

議第67号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

議第67号の提案理由を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定額以上の収入が減少した被保険者等の国民健康保険税を減免し、負担軽減する規定を設けるもので、速やかな対応が必要なことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、7月1日付で専決処分いたしました。

詳細については町民課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 高野喜久美君登壇〕

○町民課長（高野喜久美君） 議第67号について詳細説明を申し上げます。

資料ナンバー1をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に対する国の支援策として、国民健康保険税の減免について特例的な財政支援を行うことが国の事務連絡で示されました。

国の基準では令和2年2月1日からの納期限のものが対象となっており、現行条例では遡及での申請期限可能の明記がありませんので、特例での減免であることから、条例本則第25条第1項及び附則により減免の要件及び申請期限の変更を行うものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険に加入している被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、前年より事業収入、給与収入等の減少が見込まれる場合、その世帯に対し、遡って減免を行うもので、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の保険税を対象としております。

以上で詳細説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第67号議案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。



よって、議第67号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第68号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第68号の提案理由を申し上げます。

本議案も前議案と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により一定額以上の収入が減少した被保険者等の介護保険料を減免し、負担を軽減する規定を設けるもので、速やかな対応が必要なことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、7月1日付で専決処分いたしました。

詳細については福祉介護課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 高橋健一君登壇〕

○福祉介護課長（高橋健一君） 議第68号について詳細説明を申し上げます。

資料ナンバー2をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に対する国の支援策として、介護保険の第1号保険料の減免について特例的な財政支援を行うことが国の事務連絡で示されました。

国の基準では令和2年2月1日納期限のものからが対象になっており、現行条例では遡及での申請期限可能の明記がなく、特例での減免であることから、条例附則により減免の要件及び申請期限の変更を行うものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って減免を行うもので、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の保

除料を対象としております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第68号議案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第68号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎議第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第69号 専決処分報告及び承認を求めることについて（令和2年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第69号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年7月17日から18日の梅雨前線通過に伴う豪雨により被害を受けた施設等を復旧するため、その経費を一般会計補正予算（第5号）で予算化する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、7月18日付で専決処分いたしました。

詳細については総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第69号の内容説明を申し上げます。

補正予算書1ページをご覧くださいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に3,040万円を追加し、予算の総額を62億1,138万8,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目から説明をさせていただきます。

予算書の14ページ、15ページをご覧くださいと思います。

10款災害復旧費に3,040万円を計上し、7月17日から18日の梅雨前線豪雨により被災した農業用施設、林業用施設及び公共土木施設の早期復旧を図るものでございます。

引き続きまして、歳入について説明いたします。

お戻りいただいて、12、13ページをお願いいたします。

今回の復旧内容については、被災箇所は多いものの、崩土、倒木の除去や少額な復旧工事のみであり、国庫補助金採択要件を満たさないため、23款1項9目災害復旧債の現年発生単独災害復旧事業債に2,350万円を、不足分については12款1項1目地方交付税に690万円を計上させていただきました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第69号議案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第69号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎議第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第70号 令和2年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第70号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,550万8,000円を追加し、予算の総額を65億6,689万6,000円とするものであります。

歳出の主なものでは、民生費の社会福祉費に1,664万円、児童福祉費に1,400万円、商工費に1億7,348万5,000円、教育費の教育総務費に6,218万7,000円などをそれぞれ追加するもので、これら歳出に対応する財源としては、国庫補助金2億7,299万4,000円、雑入7,500万円などを追加するものであります。

詳細については総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第70号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に3億5,550万8,000円を追加し、予算の総額を65億6,689万6,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目から説明をさせていただきます。

予算書の12ページ、13ページをご覧いただきたいと思います。

3款民生費の2項2目児童福祉施設費では、南伊豆認定こども園の子育て支援センター棟建築に1,400万円を増額させていただきました。これは、子育て支援センター閉庁時の2階スペースの貸出しを検討したところ、2階にトイレを設置することやスペース部分の間取りの見直しなど、意匠の変更が必要となったため、係る経費を増額するものでございます。

なお、これ以降は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（2次交付）の活用により実施する新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業のうち、主な補正項目について説明をさせていただきます。

戻りまして、民生費の1項1目社会福祉総務費では、敬老見舞金事業費補助金として1,664万円を計上させていただきました。これは、町社会福祉協議会が実施を予定している、「新型コロナウイルス感染症の拡大により日常生活に支障を来している高齢者への見舞金給付事業」に対し、町が補助を行うことで高齢者の生活の安定を図るものでございます。

続いて、14ページ、15ページをご覧いただきたいと思います。

6款商工費の1項3目観光費では、観光振興事業に1,495万円を増額させていただきました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大により大幅に減少した観光交流客数の回復を目指すものでありまして、旅行者になり得る首都圏の客層の消費行動を喚起するため、町内の宿泊施設との提携が一番多い旅行会社である南伊豆観光協会を通じて申し込んだ旅行者にクーポンを発行することで小規模の宿泊施設を中心に宿泊客を誘致し、宿泊施設を主体とした経済効果の拡大に資するための事業を実施するものでございます。

また、8目新型コロナウイルス対策プレミアムつき商品券事業費を新設し、1億5,400万円を計上させていただきました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している町内事業者への経済対策としてプレミアム率100%の商品券を発行するもので、1世帯の購入上限額を5万円、3,000世帯分の販売を想定してございます。

続いて、16ページ、17ページをご覧いただきたいと思います。

最後に、9款教育費の1項2目事務局費では、事務局事務の機器備品に3,428万7,000円を増額させていただきました。これは、小・中学校全児童及び教員に端末を配備し、ICT教育の充実を図るものでございます。

続きまして、歳入の主な項目について説明をさせていただきたいと思います。

戻っていただきまして、10ページ、11ページをご覧いただきたいと思います。

本補正予算の歳出に係ります財源といたしましては、16款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に2億7,299万4,000円を計上させていただきました。この補助金は、令和2年4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るために創設された交付金の2次交付分でございます。

また、22款4項2目の雑入には、前述した新型コロナウイルス対策プレミアムつき商品券事業の売上金として7,500万円を計上してございます。

なお、資料ナンバー3といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（2次交付）の活用により実施する南伊豆町の新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業の概要、第6号補正予算事業の一覧を付してございますので、参考としていただければと思います。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

○5番（谷 正君） ちょっとお聞きしたいんですが、今、総務課長のご説明の中で、観光関係の誘客促進委託料の関係で、首都圏の人を対象にやる、南伊豆町観光協会を通じて行うということですが、ご存じのように現時点では東京からのいわゆる脱出というんですか、出るのは遠慮していただくというような方針が出ているんですが、それらについては、実際そ

の誘客を行うのは観光協会が行うものであるんですが、いわゆる東京の人たちも対象に誘客を行うのか、国なら国は、東京都の都知事は東京からの地方への旅行はご遠慮を願いたいというようなことが連日マスコミで言われていて、その辺はどのようにお考えなのか、ちょっとお答えください。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

首都圏というか東京については今の、現状の中ではなかなか厳しいところはあるんですけども、ただ、観光協会の例えばホームページのほうを新たに開設した中でこのクーポンをやりますので、首都圏というか東京だけというわけではなく、幅広い中で申し込んでいただいてそれを活用していただければというところで、東京については、落ち着いたらこちらへと来ていただくという形の中で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） そうしますと、今、国がやっているG o T oキャンペーンの中では東京都民は対象外ということになっていますよね。その辺は、商工観光課長の答弁ですと落ち着いたらという話なんですけど、これは今日、その補正で可決されて通った場合は、直ちにそういう行動を起こすと思うんですが、その辺までのことは現時点でお考えなのか。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

今、国でやっているG o T oキャンペーンと町が単独でというか独自でやる分については併用というものができないような形で、一応、分けした中で利用していただくという形では考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） そうしますと、そのお金とか運動そのものということではなくて、G o T oキャンペーンだと東京都民の方は遠慮してくださいよ、今回の南伊豆の観光協会を通じたものについては東京都民でも結構ですよという考えも成り立つと思うんですが、くどいようですが、それらは、南伊豆は東京からのお客さんも来てくださいという姿勢ですか。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

ご心配をかけて大変申し訳ないなというふうに思いますが、基本的にはこれから向けて、この部分のところについては基本、例えば宿泊料5,000円とかというバージョンで考えています。それで、対象となるものについては、これから始まる伊勢海老まつりのお客様を対象としているというところがあります。現時点で、今、考えている中では、東京だけ除外をすとかそういうことは全く考えておりません。今、現時点で東京の方をお断りするということは考えていません。

以上です。

○議長（清水清一君） そのほか。

加畑毅君。

○4番（加畑 毅君） 4番、加畑です。

参考に教えていただきたいんですけども、今回、臨時交付金の2億7,300万円、これ当初、7,000万円程度というような情報で聞いたことがあるんですけども、これが増えたという理由が一つ分かれば、情報として知っておきたいのでそれをお教え願いたいということ、近隣の町でいくと東伊豆のほうは2億1,400万円でしたか、今日、新聞にも載ったんですけども、それよりうちのほうが、人口が少ない割には多いというところに何か理由があるのかというところを情報として知っておきたいんですけども、お聞かせ願えますでしょうか。

○議長（清水清一君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

配分額については、詳細をお話しするとちょっと長くなるものですから簡単にさせていただきますが、そういった人口の少ないところに今回、第2次については配分を多くされたということで、うちの町が他市町より比較して多くなっているというふうな認識で結構です。

以上です。

○議長（清水清一君） いいですか。

稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） 12ページの民生費の中で、社会福祉総務費の敬老見舞金事業費補助金、非常に私もこれには大変賛成であります、1,664万円、これのコロナによる影響が出た方というふうな、先ほど説明受けたんですけども、基準としてどういうふうな、ただ社協へこれやるわけではなくて、当然、こちらもどういう方たちとか詳細についての基準というかが設定されていると思うんですよ。どういうふうな考えか、その辺ちょっと1点お聞



かせ願いたい。

○議長（清水清一君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

基本的には対象者、70歳以上の方全ての方を対象としてお見舞金のほう配付しようということで、社会福祉協議会のほうで考えております。それに伴う経費ということで、予定では70歳以上3,200名を予定して、5,000円の配付ということで考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） いいですか。

漆田修君。

○9番（漆田 修君） 17ページの教育用の情報端末整備事業の関係なんですが、一般財源から三百数十万円という金額出しているんですが、これは国の国庫支出金で賄い切れなかった事業を加味したものだと思うんですよ。その辺の事情説明が第1点と、あわせて、その備品の購入費が、これが多分、中学もそうでしょうか、生徒児童の頭数に1人、タブレット1台ずつ与えているということの理解でよろしいのでしょうか。その2点、ちょっとお答えください。

○議長（清水清一君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えをいたします。

まず、歳入の部分ですね。そちらの部分については、議員お見込みのと通りの考え方だと思います。

それで、備品購入にいたしましては、6月の補正予算のときに若干のPCの購入代のほうは予算の計上させていただきました。それで今回、こちらの臨時交付金がさらに町に交付されるということが分かりましたもので、それに伴いまして数を増設いたしまして、取りあえず全部で477台分を購入する予定でございます。これで今年度の児童生徒分は1人1台全て行き渡るということになります。

以上でございます。

○議長（清水清一君） いいですか。

そのほかにもございませんか。

黒田利貴男君。

○1番（黒田利貴男君） 観光振興事業のところ、地域の魅力発信基盤整備、インバウンドのところ、これ実行はいつするのでしょうか。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

この事業については、ジオパークのパンフレットというのを町が作っておりまして、その部分のそれを翻訳というか、英文化するものを作成するというので、それは速やかにやれば対応したいと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） いいですか。

そのほかにございせんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第70号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第70号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎閉議及び閉会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

第1回臨時会の日程が全て終了しました。

令和2年第1回南伊豆町議会臨時会はこれをもって閉会とします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男

署 名 議 員 宮 田 和 彦